

議 案 第 23 号

松戸市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市遺児手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年9月2日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

児童扶養手当法施行令の改正に伴い、条例で引用する同令の規定を整備するため。

松戸市遺児手当支給条例の一部を改正する条例

松戸市遺児手当支給条例（昭和47年松戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条中「の各号の」を「に掲げる」に改め、同条第2号中「上欄の区分に従い同表の中欄」を「第1欄の区分に従い同表の第2欄」に、「同条第4項」を「同条第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。